

平成20年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年3月5日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第21号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 2 議案第22号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 3 議案第23号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（第5号）
日程第 4 議案第24号 平成20年度御宿町水道事業会計予算
日程第 5 議案第25号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計予算
日程第 6 議案第26号 平成20年度御宿町老人保健特別会計予算
日程第 7 議案第27号 平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8 議案第28号 平成20年度御宿町介護保険特別会計予算
日程第 9 議案第29号 平成20年度御宿町一般会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	石田義廣君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 井上七郎君 教育長 佐藤和己君

総務課長	吉野健夫君	企画財政課長	氏原憲二君
産業観光課長	藤原勇君	税務課長	木原政吉君
建設環境課長	井上秀樹君	住民水道課長	米本清司君
保健福祉課長	瀧口和廣君	教育課長	田中とよ子君
会計室長	岩瀬由紀夫君		

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄君	事務局職員	欠席 山口ゆう子君
------	-------	-------	-----------

開議の宣告

議長（新井 明君） 本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしく願いをいたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議案第21号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第1、議案第21号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第21号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回、提案します補正予算（案）は、補正額4,572万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億571万円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、保険税の減額、国庫負担金の精算を行うものです。

なお、本補正予算（案）につきましては、去る2月25日、国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、6ページの事項別明細書の歳入のほうから説明をさせていただきます。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税1,766万6,000円を減額し、予算現額を2億8,980万9,000円とするものです。内容につきましては、説明欄のとおりでございます。

退職被保険者等国民健康保険税596万1,000円を追加して、予算現額を8,231万5,000円とするものです。また、保険税につきましては、調整額や収納増を勘案し、減額をお願いするもので

す。

次に、国庫支出金、療養給付費等負担金1,365万4,000円を減額し、予算現額を4億721万3,000円とするものです。高額医療費共同事業負担金35万円を減額し、予算現額を636万2,000円とするものです。これにつきましては、国庫支出金の交付決定に伴う補正でございます。

7ページの財政調整交付金94万5,000円を追加して、予算現額を5,899万8,000円とするものです。これは国庫補助金等の算定システムの改修に係る経費の交付金です。

療養給付費等交付金1,744万8,000円を追加して、予算現額を1億6,869万9,000円とするものです。退職医療費の増加による追加補正でございます。

県支出金、高額医療費共同事業負担金35万円を減額し、予算現額を636万2,000円とするものです。これは補助金の交付決定に伴う補正でございます。

繰入金、一般会計繰入金396万9,000円を追加して、予算現額を6,292万5,000円とするものです。内訳については説明欄のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

繰入金、財政調整基金繰入金800万円を減額します。平成19年度は、財政調整基金を取り崩すことなく運営できると見込んだことから減額するものです。このことから平成19年度末の財政調整基金の保有額は2,041万9,000円となります。繰越金、その他繰越金5,016万円を追加して、予算現額を8,036万4,000円とするものです。

諸収入、退職被保険者等第三者納付金408万8,000円を追加して、予算現額を408万9,000円とするものです。これは県・国より医療費の返還があったことから補正をお願いするものです。

雑入317万5,000円を追加して、予算現額を317万6,000円とするものです。これにつきましては、70歳から74歳までの方々に、平成20年4月から一部負担金が1割から2割負担に改正される予定でしたが、国の方針で1年間凍結されることに伴い、変更事務にかかわるシステム改修及び事務費経費の国からの負担金でございます。

続きまして、歳出、9ページをお願いいたします。

総務費、一般管理費495万6,000円を追加して、予算現額を2,922万1,000円とするものです。国民健康保険法の改正に伴う保険証の印刷代及びシステムの改修費用でございます。

保険給付費、一般被保険者療養給付費につきましては、財源更正です。

退職被保険者等療養給付費2,700万円を追加して、予算現額を2億63万9,000円とさせていただくものです。

一般被保険者療養費につきましては、財源更正でございます。

一般被保険者高額療養費1,200万円を減額し、予算現額を3,563万2,000円とするものです。

退職被保険者等高額療養費150万円を追加して、予算現額を1,663万1,000円。これは残りの支払い回数から推定した一般被保険者の医療費の減額と退職被保険者の不足による増額でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

出産育児一時金210万円を減額し、予算現額を245万円とするものです。これにつきましては、当初13件分で見込みましたが、母子手帳の交付状況から7件となる見込みということで、6件分を減額するものです。

葬祭費70万円を追加して、予算現額を665万円とするものです。10件分の追加をお願いします。

共同事業拠出金、高額医療費拠出金139万8,000円を減額し、予算現額を2,545万1,000円とするものです。平成19年度の拠出額が確定したことに伴う補正でございます。

諸支出金、償還金2,706万8,000円を追加して、予算現額を2,707万円とするものです。一般被保険者の医療費の確定に伴い国庫補助金の精算を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

8ページであります。財調のほうは繰り入れをしないというような話であります。繰越金であります。当初予算から5,000万円プラスということですが、これは財政運用上の問題かもわかりませんが、これ繰越金としないで例えば財調のほうに積み立てをするというような手法も考えられると思うんですね。なぜ繰り越しとするのかということなんです。

それから、5,000万円、いわゆる単年度ベースで残が増えたといった中身について、いま一度説明を受けたいと思います。

それから、雑入と歳出の関係であります。先ほど説明の中で電算ソフトの改修に伴う国からと言いましたが、これは電算ソフト開発委託の歳出のほう、一般管理費409万5,000円だったんですね。先ほどの説明では雑入が歳入に当たるんですか。そうしますとこの差額が生じるのではないかと、400万円の、ちょっと私の聞き違いかもわかりませんが、その辺の説明。

それから、何度も申し上げますが、こうした国の制度改変に伴うものについて、なぜ市町村がソフト改変に当たる費用負担をしなければならないのかというのは大変解せない、理解しが

たい内容であります。こうしたものをやはり行政改革というのならば、国が行った事案でありますので、国で一括してソフト開発を行うというふうにすべきだというふうに思うわけでありますが、それらについて再度見解をお伺いいたします。

議長（新井 明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） まず、なぜ積立金としないのかということでございますけれども、現在の国保の財政状況を見ますと、一月に7,000万円、8,000万円の支出があるわけでございます。そういうものを考えますと、基金として積み立てるといような現状ではちょっと余裕がないということでございます。

ソフトの関係ですけれども、これは追加の国庫補助金からの支出ということで、例えば市町村がなぜ負担しなければならないかということでございますけれども、このことについては、追加のこの補助金を含めまして全額国のほうから支出をしていただけるということでございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第21号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第22号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第2、議案第22号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第22号 平成19年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回、提案いたします補正予算（案）は、補正額582万7,000円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれを5億7,361万8,000円とさせていただくものです。

主な内容は、施設入所者及び居宅サービス利用者の増加に伴う保険給付費の増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 4ページの事項別明細書により説明いたします。

歳入については、19年度事業費がほぼ固まりましたので、財源を更正し582万7,000円を増額します。歳出につきましては、8ページより説明いたします。

総務管理費は、職員の共済費不足分の補正でございます。介護予防サービス等諸費はヘルパーやデイサービス利用者が増えたことによる40万円の増額補正でございます。高額介護サービス等諸費は低所得者で高額給付者が増えたことによります60万円の増額補正でございます。

特定入所者介護サービス等費は、低所得者で食費の援助が増えたことによる120万円の増額です。

9ページの支援事業費については、交付決定に伴う財源更正です。

以上、歳入歳出それぞれ582万7,000円を追加し、予算総額5億7,361万8,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第22号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第23号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第3、議案第23号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第23号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（案）（第5号）についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに7,557万2,000円を追加し、補正後の予算総額を29億4,214万1,000円とするものです。

主な内容につきましては、歳入において決算見込みを踏まえた上で、国・県支出金を中心に各費目の予算額を調整するほか、歳出においては事業費の確定に伴う精算並びに将来財政への安定運営を踏まえた上、財政調整基金への積み立て等についての補正を行うものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、議案第23号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（案）（第5号）についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ7,557万2,000円を追加し、補正後の予算総額を29億4,214万1,000円と定めるものであります。

それでは、予算書の6ページ、第2表、繰越明許費からご説明を申し上げます。

5款農林水産業費につきましては、岩和田漁港整備にかかわるもので、工法等につきましては水産庁との協議に時間を要したことから、工事費全額を繰り越すものであります。

10款災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業につきましては、昨年の7月14日から15日にかけての台風4号の影響により被災した道路、河川等の復旧にかかわるもので、当初9カ所の復旧工事を予定しておりましたが、準用河川上落合川の2カ所において、田植えなど農作業の関係から仮設道路用地の借り入れが難しく、年度内完成が困難であることから、当該工事費について繰り越しをするものであります。

次に、7ページ、第3表地方債補正でございますが、追加分の防災基盤整備事業につきましては、平成19年第4回定例会においてご承認いただきました全国瞬時警報システムにかかわるものであり、今年度の普通交付税にて50%の財政支援のある地方債の採択を受けましたので、このたび追加計上をするものであります。充当率は90%で、資金区分は共済等資金を予定してございます。変更分でございますが、小学校改修事業、御宿小学校耐震改修にかかわるもので、契約額の確定に伴い限度額を1,870万円に変更するものであります。

上水道事業会計出資事業につきましては、南房総広域水道企業団への出資にかかわるもので、大多喜ダムの事業縮小に伴い、出資対象となる割り当て事業費がなくなったことによるものであります。

災害復旧事業は、公共土木施設災害復旧に係るもので、入札により契約額が確定したことから限度額を960万円に変更するものでございます。

続いて、歳入歳出予算に係る事項別明細について予算書の10ページからご説明申し上げます。

初めに、歳入予算ですが、1款町税、1項町民税、2目法人につきましては、大規模法人の廃止等により、均等割が大幅に減少することから決算見込みを勘案して165万7,000円の減額をするものであります。2項の固定資産税でございますが、決算見込みを勘案した上で、550万円の減額を行うものであります。

6款地方消費税交付金は、県税である地方消費税を原資に国勢調査人口等により市町村に交付されるもので、このたび額が確定し、消費の落ち込み等により175万円を減額するものであります。

7款ゴルフ場利用税交付金は、営業面での工夫や気象等の影響から利用者が増加傾向にあり、収入状況を見据えた上で、400万円の追加補正をするものであります。

11ページ、9款地方特例交付金ですが、1項地方特例交付金は、児童手当特例交付金で35万8,000円を追加するものであります。小学校修了前までの制度拡大に伴い、地方負担額の一部補てんとして平成18年度から制度化されたものですが、額の確定に伴い補正をするものであります。

2項特別交付金は、減税補てん特例交付金の廃止に伴い、経過措置として平成19年度から3年間にわたり交付されるものであります。額の確定に伴い93万6,000円を減額するものであります。

10款地方交付税は、都市計画費の算入や臨時財政対策債償還費の増加等により、交付額が予算額を上回り4,386万9,000円を追加するものであります。

12款分担金負担金、1項負担金、1目総務費負担金7万8,000円は、防災無線戸別受信機の設置に係る個人負担で、1台当たり費用の3分の1に相当する1万3,000円を徴収するもので、設置数が当初見込みを上回ったことによる追加でございます。

2目民生費負担金は、老人ホーム入所者負担金で、対象者の減に伴い164万4,000円を減額するものであります。

12ページ、2項分担金、1目農林水産業費分担金20万円は、御宿漁港南野積み場のフェンス

が劣化したもので、分担金条例に基づき事業費の2分の1について漁協が分担するものであります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料5万5,000円、町有地における電柱及びアンテナ等の占用が増加したことから追加補正をするものであります。

2目商工使用料は47万1,000円を減額いたします。内容といたしましては、月の沙漠記念館入館料で94万円の減額、町営プール入場料で202万4,000円の追加、駐車場使用料で155万5,000円を減額するものであり、それぞれ額の確定や決算見込み等を勘案した上で、予算額の調整を行うものであります。

4目教育使用料42万5,000円の追加は、海洋センター及び旧岩和田小学校体育館にかかわる使用料で、昨年11月から町内利用者について受益者負担の観点から有料化したことにより、増収分を追加補正するものでございます。

2項の手数料、2目衛生費手数料、ごみの持ち込み手数料について決算見込みを勘案し、90万円の追加を補正するものであります。

13ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金174万2,000円の減額は、内訳といたしまして、保険基盤安定負担金で29万2,000円の追加、国民健康保険事務における基盤安定支援分として減額対象者1人当たりの徴収実績に基づき交付されるもので、額の確定により補正をするものであります。

心身障害者福祉費負担金につきましては補装具の給付にかかわるもので、国が2分の1を負担するものですが、申請件数が当初見込みを下回ったことにより54万1,000円の減額をするものであります。

3節被用者児童手当負担金から7節非被用者小学校修了前特例給付負担金につきましては、児童手当支給にかかわる国庫負担分であり、実績に基づきそれぞれ減額をするものであります。

8節サービス利用計画作成費給付費から10節社会福祉法人減免措置助成負担金につきましては、事業の2分の1について国が負担するものですが、いずれも対象事例がなかったことで減額するものであります。

3目災害復旧国庫負担金は、昨年の台風4号に伴う河川等災害復旧費国庫負担金で、国庫負担法に基づき事業費の66.7%について国が負担するものですが、入札により事業費が確定したことから110万1,000円を減額するものであります。

14ページ、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は577万5,000円の追加、後期高齢者医療制度の施行に伴う後期高齢者医療保険料のシステム構築及び介護保険システムの改修に係る国

庫補助金であります。

2目衛生費国庫補助金28万1,000円の減額は、合併浄化槽設置にかかわるもので、申請件数が当初見込みを下回ったことによる補正であります。

3項国庫委託金、2目民生費委託金70万円の減額は、国民年金事務にかかわるもので、免除申請事務の簡素化に向けたシステム改修等が前年度において終了し、協力連携分が当初見込みを下回ったことによるものであります。

15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金13万円の減額は、保険基盤安定負担金で83万3,000円の追加、国民健康保険において減額保険料の4分の3について国及び県が負担するもので、額が確定したことからこのたび補正をするものであります。

心身障害者福祉費負担金につきましては、補装具の給付費にかかわるもので、事業費の4分の1に当たる県費負担分27万円を減額するものであります。

3節被用者児童手当負担金から6節の非被用者小学校修了前特例給付負担金につきましては、児童手当支給にかかわる県負担分であり、国庫負担金と同様、それぞれ予算額の調整を行うものであります。

7節サービス利用計画作成費給付費から9節社会福祉法人減免措置助成負担金につきましてはも国に連動し、県がその4分の1について負担するものですが、いずれも対象事例がなかったことにより減額をするものであります。

2目衛生費負担金は17万1,000円の減で、各種健診事業など老人保健事業利用者が減少したことによるものであります。

2項県補助金、2目民生費県補助金の地域コミュニティづくり推進支援事業補助金20万円の減額は、生きがいづくり事業等に活用するものですが、額の確定に伴い補正をするものでございます。

3目衛生費県補助金2万7,000円の減額は、内訳といたしまして、実績に基づき乳幼児医療補助金で30万円の増額、小型合併浄化槽設置事業で37万1,000円の減額をするほか、南房総広域水道企業団の出資に係る用水供給事業補助金で、額が確定したことにより4万4,000円の追加でございます。

4目農林水産業費県補助金11万5,000円の減額は、農業委員会交付金及びイノシシ被害防止対策補助金について、額が確定したことから補正をするものでございます。

6目教育費県補助金6万6,000円は、公民館で実施しております子供わいわい教室事業について補助採択を受けたことによる補正でございます。

16ページ、3項県委託金、1目総務費委託金4万1,000円は、県税取り扱いで33万4,000円を追加するほか、県議会議員選挙及び参議院議員選挙にかかわる委託費の精算によるものでございます。

3目環境衛生費負担金につきましては、ミヤコタナゴ保護増殖事業として負担金の決定を受けたことから12万5,000円を計上し、環境保全のための経費に充当いたします。

16款財産収入、1項財産運用収入につきましては、町有地の貸付けにかかわるもので、決算見込みを勘案し、250万円を減額するものであります。

2項財産売払収入349万4,000円につきましては、新町及び久保地先における宅地の売り払い収入でございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は平成18年度からの純繰越金で、3,227万9,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

20款諸収入、2項雑入、2目ごみ袋売払代金収入は、売り払い実績を勘案し、32万円の減額をするものであります。

4目雑入は、がん検診徴収金で9万8,000円の減額、受診者数の減によるものであります。また、有価物売払料金325万円の追加につきましては、単価の上昇に伴い、決算見込みを勘案し、補正をするものであります。

21款町債につきましては、総額100万円を減額するものであります。内容につきましては、第3表、地方債補正でご説明をしたとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、歳入予算合計で7,557万2,000円の追加をお願いするものであります。

次に、18ページ、歳出予算についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費1,380万1,000円の減額ですが、内訳として、2節給料から4節共済費までは人件費について減額をするものであります。10節交際費は、慶弔関係など当初見込みを上回り、不足が生じておりますことから7万円の追加補正をするものであります。

19節負担金補助及び交付金は、布施学校組合にかかわる普通交付税のいすみ市への配分金で、額が確定したことから減額するものであります。

3目財産管理費、役場庁舎2階の空調にふぐあいが生じ、早急に対応する必要があることから修繕料30万円を追加補正するものであります。

5目諸費10万1,000円は、各区の防犯灯管理に対する補助であり、対象者数が当初見込みを上回ることから不足額を補正するものであります。

6目財政調整基金積立金は、前年度からの繰越金について将来財政の安定運用を考慮し、地方財政法第7条の規定により8,000万円を積み立てするものであります。

7目の防災諸費18万3,000円は、実谷上公会堂付近に設置しております防災行政無線の屋外スピーカーの機器不良による修繕費であります。

2項徴税费と4項選挙費につきましては、歳入補正に伴う財源更正でございます。

19ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、15節工事請負費で23万1,000円の増額。内訳としまして、地域福祉センターの自動火災報知機が、消防器具点検により機能していないことが判明したことから、設備の交換工事を行うものであります。

28節の繰出金は国民健康保険特別会計に係るもので、保険基盤安定並びに出産育児一時金が確定したことから396万9,000円の追加繰り出しを行うものであります。

2目老人福祉費、13節委託料234万7,000円の追加は、後期高齢者医療制度の施行に伴う保険料の算定に係るシステムの構築及び介護保険システムの改修のほか、施設措置対象者の減による養護委託費の減額を行っております。なお、保険料の算定に係るシステムの構築につきましては、全額国からの補助を受け実施するもので、また介護保険システムの改修につきましては、基準額の3分の1が国から補助されるものでございます。

28節の繰出金75万2,000円は、介護保険給付費につきまして決算見込みを勘案し、不足額を法定繰り出しするものでございます。

3目心身障害者福祉費、14節の使用料及び賃借料で46万7,000円の減額、障害福祉システムにつきまして、当初バージョンアップを予定してございましたが、現行ソフトの改修で対応可能となることから減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金74万2,000円の減額は、グループホーム等入居者家賃補助に係るもので、実績に基づき補正をするものでございます。

20節扶助費につきましても、それぞれの給付実績が確定したことから予算額の調整を行うものであります。

4目出産奨励費は、8節報償費で30万円の追加、第3子の出生に対し祝金を支給するものですが、対象見込み数が上回ったことにより補正を行うものであります。

20ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7節賃金で49万8,000円の減額は、学童体育指導員について、管理面などから職員である保育士で対応したことによるものであります。

2目児童措置費は児童手当支給にかかわるもので、歳入予算同様、実績に基づきそれぞれ減額するものであります。

3目保育所費、11節の需用費9万5,000円は、スクールバスの燃料費について単価高騰により不足が生じたため、補正を行うものであります。

13節委託料につきましては、管外委託児が増加したことにより90万1,000円の追加補正を行うものであります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費173万5,000円の減額は、内訳といたしまして、1節報酬で64万円の減額、日本脳炎予防接種の見合わせ、並びに1歳6カ月児、3歳児健診において国吉病院小児科医の協力が得られたことによる減であります。

2節給料から4節共済費までは環境衛生事務にかかわる従事職員が12月末で退職したことにより不用額の減額でございます。

2目予防費は日本脳炎予防接種の見合わせにより、11節需用費でワクチン代54万1,000円を減額するほか、13節委託料ではがん検診など受診者数の減により77万9,000円を減額してございます。

3目環境衛生費は、歳入補正に伴う財源更正でございます。

4目乳幼児医療対策費につきましては、実績が当初見込みを上回ることから60万円の増額をするものであります。

5目保健指導費ですが、保健師につきまして当初3名を予定してございましたが、1名確保できなかったことから、2節給料から4節共済費までその不用額を減額するものでございます。

2項清掃費、2目じん芥処理費242万5,000円の減額は、内訳といたしまして7節賃金57万2,000円の減、体調の都合により臨時職員が4カ月の休職をしたことによるものであります。

13節委託料210万円の追加、並びに15節工事請負費400万円の減額につきましては、最終処分場の閉鎖に係る経費で、当初段階的取り組みとして500万円の工事請負費を計上してございましたが、工法等に係る県との協議において土質等の詳細な分析が必要となったことから、計画策定委託に組替えを行い、工事費・請負費の減額を行うものです。

19節負担金補助及び交付金は、4万7,000円につきましてはリサイクル活動補助で、上布施区が本年度から新たに実施したことによる実績別の追加補正でございます。

3目のし尿処理費78万2,000円の減額は、小型合併浄化槽設置補助において実績が当初見込みを下回ることから不用額を減額するものであります。

3項上水道費、2目上水道建設費は大多喜ダムの事業縮小に伴い、24節投資及び出資金で10万円の減額をするものであります。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は歳入補正に伴う財源更正であります。

3目農業振興費は中山間地域総合整備事業に係るもので、計画策定委託費について契約差分62万9,000円を減額するものであります。

22ページ、3項水産業費、1目水産業振興費は、漁業近代化資金利子補給について新たな借り入れが発生したことから34万2,000円を追加補正するものであります。

2目漁港整備費40万円につきましては、御宿漁港南野積み場のフェンスが劣化し、補修するものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、中小企業振興利子補給において新たな借り入れが発生したことから、17万7,000円を追加補正するものであります。

3目観光費及び4目月の沙漠記念館管理運営費につきましては、歳入補正による財源更正でございます。

5目町営プール管理運営費は、町営プール施設において電気回線の絶縁不良が生じ、周辺地域に影響を及ぼすおそれがあることから、緊急に対応するための修繕料40万円の追加補正でございます。

次に、7款土木費ですが、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費で433万3,000円を追加。内容といたしましては、町道0105号線道路用地購入にあたり、17節公有財産購入費で78万7,000円の増額を行うほか、19節県事業負担金として354万6,000円を計上するものでございます。県事業負担金につきましては、旧御宿高校入り口付近の視距の改良、勝浦布施大原線のバイパス改良、須賀多目的広場付近の交差点改良に係る経費でございます。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費5万円の追加ですが、消防車両等の燃料費について不足額を補正するものであります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、学校建設基金への積立金で2,000万円を計上するものであります。建設に必要な一般財源所要額を計画的に確保するもので、積み立て後の残高は1億1,800万円となります。

2項の小学校費、1目学校管理費39万5,000円の減額は、御宿小学校における変電室からの回線回路を補修したもので、入札差分について減額するものでございます。

3目組合学校費は、布施学校組合に係る負担金で、児童数割の変更等により93万3,000円を減額するものでございます。

4目学校建設費につきましては、去る1月21日の臨時会においてご議決をいただきました御宿小学校耐震補強大規模改修工事について契約額が確定したことから13節委託料で37万9,000円の減、15節工事請負費で276万6,000円の減と、それぞれ不用額を補正するものでございます。

24ページ、4項社会教育費、1目社会教育総務費は財源更正でございます。

2目公民館費は、臨時職員について可能な限り職員で対応したことから、7節賃金で87万2,000円を減額するものでございます。

5項保健体育費、2目体育施設費につきましては、歳入補正に伴う財源更正でございます。

3目学校給食費につきましては、2節給料から4節共済費まで、職員の退職に伴う不用額の補正でございます。

7節の賃金で50万1,000円の減額は、職員対応による経費の抑制でございます。

続いて、10款災害復旧費、2項公共土木災害復旧費、1目土木施設災害復旧費は、台風4号の影響による河川等災害復旧事業に係るもので、入札による事業費が確定したことから差金分131万6,000円を減額補正するものであります。

11款公債費、1項公債費、2目利子80万円の減額は、借り入れ利率の確定に伴い、利子分の不用額について補正するものでございます。

以上、歳出予算総額7,557万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額を29億4,214万1,000円とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 一般会計最終補正だというように理解をしておりますが、まず、歳入であります、10ページであります、法人税、また固定資産税等で700万円強の減額補正ということではあります、先般の12月議会におきましても多額な歳入における補正があったというふうに理解しておりますが、2期にわたってこうした多額の補正が出るというのは非常にこう理解しがたいところなわけでありまして、この内容について説明を受けたいと思いません。

議長（新井 明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 減額の理由ですが、法人税につきましては法人の廃止が確定したことと、固定資産税550万円につきましては、固定資産税の高額納税者のうち、民事再生等の事案が数件発生しまして、このうち2件については1月に入り通知を受けました。町としては租税債権確保のため、それぞれ法的な対抗手段をとっておりますが、年度内に徴収できる可能性が低いと、この分について歳入差の減額をお願いするものであります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 1月に入ってからというわけではあります、それ以外については、

それ以前ということだろうなというふうに思うんですね。今年度における見込みがないということで、引き続き努力はされる旨の発言があったかと思いますが、やはり歳入と当然それに合わせて歳出があるというふうに理解をしておりますので、やはり歳入については、一言で言えば前回も申し上げましたけれども、歳入欠損を起こさないという意味において、さまざまな条件、専門家でありますからいろいろな条件、どういう条件があるのかというのは事前に把握できるといいですかね、そういう意味においての予算計上というのが大切ではないかなというふうに思います。また、一方で、やはりこういう事業所においても非常に経済的に厳しい状況があるというのも一方でこの中から理解できるのかなというふうに思いますので、今後、そういう両面の立場から税の公平化に向けてのご努力をいただければと思います。

次に移ります。

同じく、歳入になりますが、16ページ、総務費委託金ということで、徴税費委託金、県税取り扱い33万4,000円ということで、これは多分自動車税などの取り扱いの手数料かなというふうに思うわけですが、これは具体的に対前年度と比べて件数がいいですかね、どの程度伸びたのかについて紹介を受けたいと思います。

それから、17ページであります。諸収入の中で雑入、有価物売払料金325万円ということでプラス補正となっておりますが、これは歳出のほうでもあるわけですが、上布施地区、またその前は久保地区ですか、古紙などの区での回収というふうなことをやっていたというふうに思うんですが、この金額というのは、そういうものが入った金額なんですか、入っていないのか。要するに清掃センター独自の売り払い料金なのか、それともその2つ区ですよ、今やっています。また、そういった金額がこの中に入って歳出するのか、ちょっとわかりづらいので、その辺どうなのか。

それから、先般もこうした区ごとのいろいろな努力を求めるという中で、また、こうした有価物、古紙の回収を行いたいという区も出てきたように聞いておりますが、その辺について、今後、新年度に向けてどういう状況になっているのか、あわせてお伺いをしたいと思います。

議長（新井 明君） 岩瀬会計室長。

会計室長（岩瀬由紀夫君） ただいまの県税取り扱い手数料の増加分33万4,000円について前年度と比較しますと455件の増、税額にしまして1,670万円の増でありますので、その税額の2%を今回補正したものであります。

議長（新井 明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、ただいまの17ページの雑入、有価物の325万円の

収入ということですが、これはまず収入増の原因は、年度当初、売り払い先を入札によりやった結果、単価が上がったということで、絶対量が変わったという話ではなくて、そこでいう額の増ということで今回補正をお願いするもので、平均単価としてはキロ当たり8円ほど当初予算で見た額よりも上がっているということで、1年間現在続けております。

それと歳入に対する各区で現在実施している内容とは全く別、区は区でそれぞれ売り払い額があるということでございます。

それから、今後の考え方はどうかということですが、できるだけ各行政体、あるいは組織をつくっていただいて、こういう回収をできるだけやっていただきたいということで、今後もまた進めたいと、そのように考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ありがとうございます。

有価物売り払い料金については、会計法上では料金として出てくるわけでありますけれども、各区での取り組みも含めまして、量としてどの程度こうリサイクルされているかということもきちんと把握をされて、議会のほうにもそういう意味の報告というのもいただきたいというふうに思います。

次に移ります。

18ページ、これは総務費の中の財政調整基金積立金ということで8,000万円を積み立てるということでありますが、それから同じ積み立ての中では教育費の中の2,000万円ですか積み立てがあるということで、最終的な補正の中で計1億円の基金の積み立てを行うという内容だろうなというふうに思うわけでありますけれども、大変厳しい状況の中の積み立てということで、教育基金のほうはこれは目的の基金でありますから一定の理解はできるわけでありますが、さまざまな町民の負担、またさっき言ったような税上の、裏返していえば町民の暮らしの厳しさ、そういう中でこういう財調を積み立てていくというのはいかなるものかなというふうに思うんですね。ですから、この辺でやはりすべて負担を求めるということじゃなくて、この1割をそういう一定の負担、またそういう軽減に使ったらどういようなことができるのかということも、直近の中で私は考えるべきじゃないかなと。余ったから全部積み込むと、もしくはまた新年度ベースでそうした一方で対応をとられているのかもわかりませんが、最終的な補正の中で私はその考えを求めます。それについてまず、考え方についてちょっと意見を聞きたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 基金の積み立て額が1億円というのは多額ではないかというご指摘でありますけれども、先にお示しをさせていただきました3カ年実施計画の中でも、この中には事業費が上げられない事業がまだ課題として山積みとなっております。そういう事業を幾つか挙げますと、例えば耐震診断、各公共施設についても実施をしていかななくてはならないというようなこともございまして、これを一つ一つ実施していくためには、かなりの財源が必要になってくると。今後、交付税や町税については伸びの期待ができないということもございまして、安定した財政運営を図るには基金が積める段階では可能な限り積んでまいりたいという考えであります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 次に移ります。

21ページであります。衛生費の中でじん芥処理費、先ほどご説明もいただきましたが、例の清掃センター、いわゆる処分場の安定化だというふうに思うんですね。この間、何度もこの問題は議会でも議論がありましたし、当然町民の皆さんからは一刻も早く安定化処理をしてほしいということで、それに向けての町長の決意も語られた経緯があったかと思ひます。それで一昨年、1年前の話においても、これはもうすぐ着手するような答弁をいただいたかなと思うんですね。これは県との協議の中で行っていたというふうに思ひますので、当然こうすべてそういう一連の事案を掌握した中での指導を受けて我々は町としては事業実行していくと、要するに安定化事業を進めるということだと思ひます。といいながら、また、このような適合化計画策定委託ということで、また先延ばしになるというようなことだと思ひます。この辺が理解できないんですけれども、きちんとこうわかるように説明していただきたいということと、お金のこともあるかと思ひますけれども、やはり住民の皆さんの安全、健康の問題でありますから、一刻も早く着手をされて、単年度というわけにもいかないかもわかりませんが、着実に安定化をしていくということが当然町としての責務だろうと思ひますけれども、同じ行政体の中でなぜこのように変わっていくのかというのが私わからないんです。その辺の説明を受けたいというふうに思ひます。

議長（新井 明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） ただいまのお話は、21ページの衛生費の工事請負でマイナス400万円ということで計上してございますが、当初は500万円で計上させていただきました。今回13節に210万円との振り替えということですが、この経緯につきましてご説明申し上げます。

ただいま私どもでやっております安定化の話の中で、昭和45年から平成8年まで埋め立てを

やったということで、法基準のない中で順次進めてきたと。これについては平成8年をもって埋め立てはやめますというようなことで手続を進め、平成12年、13年度でそれらの安全性等、水質検査等を行いながら県と協議してきたと。この進め方については、私どもその当時から順次進めてきた中では、ほぼ話がついて、19年度予算で少なくとものり面の安定化作業に入りたいということで、19年度中に県に再度この方法でやりたいという話で、同意を得たいという話で持っていったと。これについては、県のそれぞれ担当が変わるたびに、なかなかその方向性が明確にならないということです。今回組み替えをさせていただいた内容としては、石井議員がご指摘のとおり、早く対応策を確定するがために、19年度中にそれぞれの問題点を把握しながら、一問一答ですべてけりをつけていきたいというようなことで、20年度に向けてその対応、それから今回当初500万円を計上して400万円にさせていただいているということは、埋め立ての上面、一番最下部なんです、今年の台風のときに、やはり一部崩落と申しますか、崩れた部分がありまして、それについて県と協議をした内容としては、その部分だけでも早く対応してくれということで、我々今現在考えている方法を手戻りのない方法で考えたいということでやってきたんですが、その辺が土質等、安定勾配等の協議がつかないということで、今年度中にその辺を目鼻をつけて20年度に入りたいということで一応考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第23号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより11時10分まで休憩をいたします。

（午前10時58分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時16分）

議案第24号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第4、議案第24号 平成20年度御宿町水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第24号 平成20年度御宿町水道事業会計予算（案）について提案理由を申し上げます。

本予算につきましては、昨年に引き続き老朽化した施設更新を図り、経常経費の節減、水の安定供給を目標に予算編成をいたしました。

水道事業費用においては、前年度対比2.4%の増となり、予算規模は収益的収支及び支出につきましては、収入、水道事業収益 2億6,833万3,000円、支出、水道事業費用 2億9,048万4,000円を計上することになりました。資本的収支及び支出予算で、浄水場電気設備の更新等を計画し、資本的収入514万6,000円、資本的支出4,316万6,000円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、予算書の1ページ、第2条の業務の予定量から説明いたします。

給水戸数及び年間総給水量につきましては、前年実績をもとに過去3年間の平均伸び率を勘案しました。給水戸数3,575戸、年間総給水量92万7,344立方メートルとさせていただきます。年間総受水量は、内房総広域水道企業団との協定に基づき、1日平均受水量を1,940立方メートルとしました。また、1日平均給水量は2,541立方メートル、また、主要な建設改良事業としまして浄水場機器改良事業が2,100万円、配水施設改良事業として262万5,000円を計上しました。

第3条の収益的収入及び支出と2ページの第4条、資本的収入及び支出につきましては、後ほど事項別明細書にて説明をさせていただきます。

第5条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用の相互と決めました。

3ページの第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費2,398万3,000円、交際費2万円と決めました。

第7条の他会計からの補助金額は1,500万円、水道料金の格差を是正し、住民負担の軽減を

図るとともに、経営の健全化を促進することを目的としており、市町村の補助金額をもとに県の補助金も増額されますので、500万円増額をしていただきました。このことにより収益的収入及び支出の営業外収益の県補助金も前年より約500万円程度増額計上し、より一層の経営改善を図ることといたしました。

次に、8ページの事項別明細書の収益的収入及び支出を説明いたします。

水道事業収益を2億6,833万3,000円とし、前年度より1,239万円の増を見込みました。営業収益2億3,847万5,000円の内訳といたしまして、給水収益2億3,832万5,000円、その他の営業収益は指定工事店登録手数料、開栓手数料として15万円を計上しました。

営業外収益は2,985万8,000円とし、前年度より1,459万4,000円の増を見込みました。主な増額要因は、高料金対策に係る町一般会計補助金及び県の補助金でございます。

9ページの水道事業費用は2億9,048万4,000円とし、前年度より694万2,000円の増、営業費用2億7,370万5,000円、内訳といたしまして、原水及び浄水費1億3,241万2,000円。主な事業といたしましては、修繕費の浄水場機器修理が420万円、委託料の浄水場等運転管理委託・水質検査料といたしまして1,599万2,000円でございます。

10ページの動力費592万2,000円は電気料でございます。薬品費382万7,000円は滅菌剤及び凝集剤等の費用でございます。受水費1億109万4,000円は南房総広域水道企業団への受水費です。

配水及び給水費4,298万7,000円は、人件費1,390万3,000円、物件費2,908万4,000円でございます。

11ページになりますが、物件費の主な内容は修繕費の1,337万7,000円、鉛管の取りかえ、漏水修理等の費用を計上しました。

委託料580万2,000円は量水器の取りかえと配水池洗浄委託費でございます。

総係費2,027万円の内訳は、人件費1,008万円、物件費1,019万円で、物件費の主な内容は12ページになりますが、使用料及び賃借料の電算リース料456万3,000円、委託料414万8,000円はメーター器の検針委託料でございます。減価償却費7,803万5,000円、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

資産減耗費は改修工事等に係る有形固定資産の除却損、または廃棄したものが発生した場合の科目の設定でございます。

営業外費用は1,647万9,000円、支払利息と消費税及び地方消費税、特別損失の過年度損益修正損10万円、予備費20万円でございます。

次に、13ページの資本的収入及び支出について説明いたします。

資本的収入は、前年度と同額の514万6,000円、うち納付金は514万5,000円で新規加入分合計としました。以下、開発負担金は科目の設定でございます。

次に、14ページの資本的支出ですが、建設改良費2,405万7,000円。主な内容は、原水及び浄水費の工事請負費2,100万円、浄水場電気設備更新工事と配水及び給水費262万5,000円の本管布設工事です。企業債償還金は1,910万9,000円。

それでは2ページにお戻りください。第4条の資本的収入に対する資本的支出の差し引きの不足額3,802万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金にて補てんさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

11ページ、配水及び給水費の中の修繕費というのがありますが、鉛管取りかえなど幾つか載っておるわけでありましたが、鉛管取りかえというのは、具体的にどの程度のメーターと申しましょうか、金額、含めて幾らになるのかと。それから、今年度の取りかえを行って進捗率というのはいかにほどになるのでしょうか。どのくらい残っているかということですね、お伺いをしたいというふうに思います。

それから、14ページであります、企業債償還金ということで公営企業金融公庫、そして旧大蔵省資金運用部ということでありますが、これまで大蔵関係などは繰上償還など、なかなかこう難しいというふうなお話もありましたが、公的資金補償金免除繰上償還制度というのですか、そうしたような制度ができたやに伺っておりますが、本町もこれに類する案件での予算計上ということなんでしょうか。それについてお伺いをいたします。

また、そうした制度であるならば、その制度の概要、新年度における事業の進め方と申しましょうか。それについてもお伺いをいたします。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 鉛管の取りかえにつきましては約100カ所を予定しております。金額にいたしまして1,000万円ということでございます。また延長の比率ということですが、残延長が6,127メートルということで、随分まだ多く残っているということでございます。

また、今年度の予算につきましては、公的資金の補償金の免除の繰上償還ということで、これについては当初予算には計上しておりません。概要ということなんですが、高金利の地方債

の公債費負担を軽減するために、平成19年度から3カ年の時限立法ということで、財政健全化計画、または公営企業の財政健全化計画を策定しまして、行革、経営改善改革を行う地方公共団体を対象に公的資金の補償金の免除の繰上償還というものをを行うということが概要でございます。

中身的には、旧資金運用部の資金ということで、年利が5%以上の地方債、また公営企業金融公庫の資金のやはり年利が5%以上の地方債ということでございまして、御宿町では予定ですと、この平成20年12月補正にて検討をしております。またはその前段といたしまして、前年の9月25日付で総務大臣と財務大臣にこの繰上償還について書類を提出しております。そして12月21日付で財務大臣から通知があり、内諾は得ているということでございます。借り入れ金額については約2億4,000万円ぐらいですか。そして償還に対して利息が約5,900万円ということで、これを行うことによりまして、5,900万円の利息の支払いが軽減されるということで、ぜひともこれについては実行していきたいと考えております。

また、今後、この財政健全化計画というものを策定します。それについては議員皆様にもご説明をするということを考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第24号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第25号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第25号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第25号 平成20年度御宿町国民健康保

険特別会計予算（案）について提案理由を申し上げます。

平成20年度御宿町国民健康保険特別会計予算は、予算総額を10億1,904万5,000円とし、平成19年度に比べ2,839万9,000円の減、率にして2.7%の減となっております。医療給付と保険税負担のバランスを保ち、健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本予算（案）につきましては、去る2月25日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、平成20年度の当初予算でございますが、予算の金額等の説明に入る前に、医療制度改革により予算の科目等に大きな変更があります。まず、それについて簡単に説明をしたいと思います。

平成20年の4月から、まず国保加入者の対象が大きく変わります。後期高齢者医療の設立により、75歳以上の加入者が国保から脱退し、74歳までの方が国保の被保険者となります。また、高齢者医療制度の創設にあわせまして退職者医療制度が廃止されます。

次に、65歳から74歳までの方を対象とした前期高齢者医療制度が、同じく平成20年度から創設されます。また、現行の老人保健拠出金が廃止され、新たに後期高齢者支援金として拠出します。このことにより平成19年度までは医療分、介護分の2種類で保険税を賦課していましたが、各支出を目的に保険税を賦課することとなり、平成20年度より医療分、介護分、そのほかに後期高齢者支援金分が増設され、3種類の保険税を賦課することとなります。

次に、保健事業部門ですが、きょう国保条例の一部改正でもお話ししました。現在の住民基本健診から特定健診、特定保健指導にかわり、保健事業実施者が町ではなく加入している健康保険団体が実施することが義務づけられることが主な変更です。

それでは、予算書の8ページ、歳入歳出事項別明細書の歳入から説明いたしますが、平成20年度予算概要の5ページもごらんいただきたいと思います。

一般被保険者国民健康保険税2億7,633万3,000円。内訳としまして、医療給付費分現年課税分が1億8,018万4,000円、介護納付金分現年課税分として2,486万1,000円、医療給付費分滞納繰越分1,767万8,000円、介護納付金分滞納繰越分241万9,000円、後期高齢者支援金分現年課税分としまして5,119万1,000円。

退職被保険者等の国民健康保険税2,720万2,000円。内訳としまして医療給付費分現年課税分

が1,746万4,000円、介護納付金分現年課税分575万1,000円、医療給付費分滞納繰越分が64万5,000円、介護納付金分滞納繰越分が7万4,000円、後期高齢者支援金分現年課税分としまして326万8,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

使用料及び手数料、保険税督促手数料は15万円、前年度と同額を計上しました。

国庫支出金、療養給付費等負担金2億2,353万6,000円。内訳としまして、現年度分が2億2,353万5,000円、過年度分は科目設定の1,000円でございます。

詳細につきましては、説明欄のとおりですが、後期高齢者支援金負担金が増設されております。

高額医療費共同事業負担金が795万円、新たに特定健康診査等の負担金が85万3,000円。これは特定健診、特定保健指導に係る経費の国の補助金でございます。

財政調整交付金4,881万6,000円、10ページをお願いいたします。療養給付費等交付金9,320万7,000円。内訳としまして現年度分が9,320万6,000円、過年度分については科目設定の1,000円でございます。

前期高齢者交付金9,306万7,000円、新たな制度で65歳から74歳までの医療費に対して交付されます。この財源につきましては各健康保険団体、市町村国保、政管健保、協同組合等から拠出し合い、財政運営をする形となります。

県支出金、高額医療費共同事業負担金795万円、特定健康診査等の負担金85万3,000円、これは健診に係る県の補助金でございます。

県財政調整交付金3,944万6,000円。

11ページをお願いいたします。

共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金1,590万1,000円、保険財政共同安定化事業交付金8,817万3,000円。

繰入金といたしまして、一般会計繰入金4,010万2,000円。内訳としまして保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が2,013万9,000円、保険基盤安定繰入金の保険者支援分として479万6,000円、職員給与費等繰入金が1,353万3,000円、出産育児一時金等の繰入金が163万4,000円、財政調整基金繰入金が1,500万円、基金の保有残高は、これで541万9,000円という予定であります。

12ページをお願いします。

繰越金、療養給付費等の交付金繰越金が科目設定で1,000円。その他繰越金が3,999万9,000円で、平成19年度からの繰り越し見込み額を計上しております。

諸収入の延滞金から退職被保険者等の返納金は、前年度と同額となっております。また、雑入につきましても、新たに特定健康診査等の受託料の1,000円を科目設定としております。

続きまして、13ページ、歳出について説明します。

総務費、一般管理費1,454万1,000円。内訳としまして説明欄のとおりでございます。連合会負担金94万円、詳細は同じく説明欄のとおりでございます。

14ページをお願いいたします。

賦課徴収費49万4,000円、運営協議会費8万4,000円、国保運営協議会に対する経費でございます。保険給付費の一般被保険者療養給付費5億1,401万4,000円、退職被保険者等の療養給付費が6,687万8,000円、一般被保険者療養費758万6,000円、退職被保険者等療養費が61万9,000円、審査支払手数料が193万6,000円でございます。

15ページをお願いいたします。

一般被保険者高額療養費5,034万1,000円、退職被保険者等高額療養費が441万5,000円、一般被保険者高額介護合算療養費、退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、科目設定のみの1,000円でございます。これは平成20年4月から医療費の自己負担分と介護サービスの利用料が合算できるようになりまして、それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して高額になったときは、限度額を超えた分が支給されるものでございます。

一般被保険者の各科目の医療費の増額、退職被保険者の各科目の医療費の減額は、65歳以上の退職者医療制度が廃止され、一般被保険者に移行されることに伴うものでございます。

また、一般被保険者移送費、退職被保険者の移送費につきましては、科目設定の1,000円でございます。

16ページをお願いいたします。

出産育児一時金245万円、1件35万円の7件分を計上しました。葬祭費140万円、1件7万円の20件分。減額の理由ですが、国保事業の一部改正で説明したとおり、75歳以上の方々は後期高齢者医療制度から葬祭費を支給されることとなります。このことから74歳未満の葬祭費の実績に基づき金額を計上いたしました。

後期高齢者支援金等1億2,570万9,000円、後期高齢者医療費制度の設立に伴い、老人保健拠出金のかわりに拠出するものでございます。

前期高齢者納付金8万6,000円、前期高齢者関係事務費の拠出金として4万6,000円、御宿町の場合は65歳から74歳までの加入率が高いということで拠出金額が反対に少なくなります。これは保険者間の加入者数の割合に係る負担の不均衡を是正するための調整するための拠出金で

ございます。

17ページをお願いいたします。

老人保健医療費拠出金1,649万1,000円、老人保健事務費拠出金が28万3,000円、これにつきましては4月からの後期高齢者医療制度の開始に伴い、老人保健の医療費の3月分は高齢者の医療に関する法律の施行前の医療費となりますので、従来の老人保健拠出金の対象となります。このことから1カ月分の医療費及び事務費の拠出金を計上しております。

介護納付金6,914万3,000円、共同事業拠出金、高額医療費拠出金が3,180万1,000円、その他共同事業拠出金として前年度と同額の1,000円を計上しております。保険財政共同安定化事業拠出金9,797万2,000円。

18ページをお願いいたします。

保健事業費といたしまして疾病予防費、前年度と同額の140万円、人間ドックの助成金で20件分を計上しております。また、新しく特定健康診査等の事業費として785万4,000円、現在の住民基本健診から特定健診、特定保健指導に変わり、保健事業実施者が町ではなく加入している健康保険団体が実施することに義務づけられました。このことから健診関係に伴う事業経費を計上しております。

公債費の利子から諸支出金、19ページの予備費につきましては、前年度と同額を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

制度改正に伴い非常にこうわかりにくいというのが第一の感想であります。歳入であります。一般被保険者国民健康保険税ということで、75歳以上の方々が国民健康保険から抜けるということで、大幅な減額になっているというふうに理解するわけではありますが、しかし、後段の資料を見ましても、18年度までですか、各年度の構成、また率などの説明がありますけれども、19、20年についてはないということで、じゃ、具体的に新たな制度になってこの金額から要するに分母が減るんだらうと思うんですね。でありますから、負担はこの金額でやった場合、現状どおりなのか、下がるのか、上がるのかということがあろうかと思えます。

それから、もう1点お聞きしたいのは、先般の一般会計、また今日行われました一般会計の補正などを見ましても、比較的74歳、要するに若い方の担税力が低いというふうに私は理解を

するわけですね。高齢者の方はそういう意味では収入は決まっていますから。若い方はやはり子育てだとかありまして、いわゆるエンゲル係数、非常に高いのではないかというふうに思うんですね。そういう中では、収納率を含めまして、私は下がる方向になるのかなというふうに思うのですが、その辺について税の担当者としてはどういう感想を、この75歳以上の方が抜けた中で、それをどういうふうに見積もっておられるのかということについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 確かに石井議員の言われるとおり、後期高齢者に約1,700人ぐらいの人間が移行します。そのことによりまして、分母が減るということでございますけれども、同じように保険税も若干ですが、総体としては減るという考えでいます。しかしながら、分母が減るということではまだはっきりと確定はしておりませんが、所得の本算定が7月、あるいはまだ国のほうの税率がはっきりと決まっていないという面もございますので、はっきりとしたことは言えないところでございます。

議長（新井 明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） ただいまのご質問の中で保険税が上がるのかということで、ただいま国会で審議中ございまして、ただ政府案としては限度額を上げております。今までは、19年度までは医療と介護ということで、医療分が56万円、介護分については9万円、合計65万円が限度額でしたが、国で今審議中ですが、政府が示すのが3つ合わせて68万円ということになっています。内訳としては、医療分が47万円に下がります、介護が9万円据え置き、後期高齢者支援金分が新たに12万円ということになります。仮に御宿で法どおり実施した場合については、50世帯程度が限度額に影響するのではないかとということで予想しております。

今、米本課長が言いましたように、ただいま申告を受け付けをしておりますので、その状況を見ないと本算定はできませんが、昨今の経済情勢を見れば所得が上がるというのはなかなか考えられない状況がありますが、やはり負担は若干増えると。まして御宿町は保険税を4方式でやっております。所得割、資産割、平等割、均等割という4方式で、長生郡、夷隅郡はほぼその状況でやっておりますが、後期高齢者に高齢者の方々が移ることによって、今年の段階ですと5,000万円資産割があるんですが、75歳の方がそこに移るので74歳以下の方の資産というものを計算しますと、そのうち約2,000万円ぐらい減るという状況も試算しております。その辺のご負担いただくのが若干増えるのではないかと、今の状況では考えておりますが、最終的には申告を受け付けた段階で本算定しないと明確なことはお答えできないという状況でありま

す。

また徴収率ですが、今御宿は現年度分徴収率で92%、これは県で市町村で11番目の状況になっております。そういう面では町村平均よりも高い状況が県税においては続いておりますが、やはりご指摘のように若い方については、石井議員が言うように所得がご指摘のとおりでございますので、若干下がるのかなと思っておりますが、徴収を努力してそれを維持したいというふうに考えています。

議長（新井 明君） 石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

基金からの繰り入れも行いながらの予算だろうと思いますが、先般の議会で町民の今の生活の実態については町長から答弁もありましたとおり、やはり若干の負担で、若干の数であればぜひ負担のない方法で最終的な税の調定をお願いをしたいというふうに思います。

それから、もう1点、18ページ、保健事業費の中の特定健診であります。今までの町から事業者ごとの健診になるというようなお説明であります。今日これから後期高齢者の部分についても予算が出てくるかと思っておりますが、これまでは町民の皆さん今日は健診日でございますよとかというような広報だったと思うんですね。高齢者の部分と、それから国保の部分と含めて、そうした案内と申しましょうか、防災無線を通じまして、そのような広報があらうかと思っておりますが、それはどういうふうにされるんですか、具体的に。同じような内容であれば当然、前回は一般質問をいたしました。それから、御宿町はこれまでも送迎については町のほうで一定対応していただくというようなこともありまして、そういう中で健診率を高めていただいたというような事案もあったかと思うんですね。そうした内容をじゃ今度どうするのかと。事業者が別だから全く別にやるのかどうなのかを含めて。

それから、そうした広報についてどうするのか。というのは若い方もそうですし、特に一定の高齢者になると、なかなかそういう部分がわかりづらいという部分もあらうかと思っております。また政府もなかなか細かいところまで具体的に定まっていけないということも聞いておりますが、4月からでございますし、第1回、例えばいつごろ予定しているのか。それから、これまでの健診事業と4月以降、どう変わるのかを含めて、ちょっとその辺の説明をいただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） まず、周知の方法ということでございますけれども、過去に一度特定健診について全戸にパンフレットの配布をしてございます。その後の方法としまして

は、逐一広報紙等使いながらしていくということ、もう一つは、健診の1カ月前に部分的にはアンケート、希望をとったりとか、そういう方法をやっていきたいと考えております。また、高齢者の関係につきましても、努力義務ということで、全員に受けなさいと強制するものではないです。40歳から74歳までの方については義務づけられているということでございますので、人数的なものについても、国から示された参酌基準については高齢者についてはございません。

また、今までの健診業務とどう違うのかということですが、先ほども申し上げましたとおり、各保険者に義務づけられたということで、基本的には国民健康保険の場合には国民健康保険加入者のみの健診、それにプラス後期高齢者の受診希望者という形になります。一般の事業所等の健康保険組合に加入している人たちについては、その保険組合のそれぞれのやり方があると思いますので、そういう周知は各方面からされていくのではないかと考えております。

また、今までの保健福祉のほうで行っていた保健事業との関連ということですが、今まで行っていたがん検診等、あとは健康教育、そういうものについては継続してやっていくというお話を聞いております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） そうしますと、該当のない方はお戻りいただくということでよろしいですか。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） お戻りいただくということではなくて、基本的には各加入者である保険者が行うということですので、それについては周知徹底を行っていくと同時に他の保険者もそういう努力をしてもらいたいというふうには考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第25号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより1時まで休憩といたします。

(午前 11時56分)

議長(新井 明君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 1時01分)

議案第26号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第6、議案第26号 平成20年度御宿町老人保健特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第26号 平成20年度御宿町老人保健特別会計予算(案)についての提案理由を申し上げます。

本予算の編成につきましては、過去の医療費実績及び直近の医療費動向を勘案し、編成いたしました。20年度より老人医療が後期高齢者医療へ移行しますので、20年3月の1カ月分の医療費につきまして予算計上しました。これにより予算総額は9,751万8,000円です。今後も医療費の適正な執行に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 米本住民水道課長。

住民水道課長(米本清司君) それでは、予算書の6ページ、歳入歳出予算の事項別明細書の歳入より説明いたします。

支払基金交付金5,223万5,000円、内訳としまして医療費交付金5,193万5,000円、審査支払手数料交付金30万円。

国庫支出金、医療費負担金2,951万9,000円。県支出金、県負担金738万円。繰入金、一般会計繰入金838万円。

7ページの繰越金から諸収入の第三者納付金は、科目の設定でございます。また、歳入予算の構成比につきましては、法定負担率にて計上しました。

続きまして、8ページの歳出の説明をいたします。

医療諸費9,651万4,000円、内訳としまして、医療給付費9,400万円、医療費支給費221万4,000円、審査支払手数料30万円。

諸支出金の償還金から9ページの公債費については、科目の設定です。

予備費は100万円を計上しました。

また、老人保健特別会計予算は債権の時効の関係から平成22年度まで継続されます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第26号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第27号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第27号 平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第27号 平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算（案）について提案理由を申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律が、平成20年4月より施行されるに伴い、法に基づき新規に特別会計を設置するものです。平成20年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算は、予算総額を1億2,517万6,000円とするものです。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、予算書の主な内容ですが、歳入におきましては、保険料と事務費繰入金、保険基盤安定繰入金です。歳出は保険料の徴収事務にかかわる事務費や千葉県後期高齢者医療広域連合への保険料の納付金でございます。

それでは、予算書の6ページ、歳入歳出予算の事項別明細書の歳入より説明いたします。

後期高齢者医療保険料、現年分といたしまして9,902万7,000円、これは広域連合から御宿町の保険料の賦課相当金額が示されましたので計上いたしました。特別徴収と普通徴収の保険料の合計でございます。

繰入金、事務費繰入金540万4,000円、徴収事務に係る事務費経費を一般会計から繰り入れるものです。保険基盤安定繰入金は2,074万3,000円、低所得者に対する保険料低減金額を一般会計から繰り入れるもので、財源は県が4分の3、町が4分の1となっております。

諸収入の保険料還付金から雑入につきましては、科目の設定でございます。

次に、7ページの歳出を説明いたします。

総務費、一般管理費464万4,000円、これは事務経費と電算システムの委託料です。徴収費は需用費43万6,000円、徴収事務に係る経費でございます。役務費32万4,000円は保険証の送付や高額医療支給通知等の郵送料でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金1億1,977万円、徴収した保険料と軽減した保険料の繰入金の合計額を広域連合に納付するものです。

8ページの諸支出金につきましては、科目の設定です。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

後期高齢者医療特別会計予算ということですが、6ページ、歳入、後期高齢者医療保険料ということで、今のご説明では特別徴収、普通徴収ということでしたが、特別徴収は何人になるのでしょうか。普通徴収は何人を予定されているのでしょうか。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 試算ですと、特別徴収に対しては1,170名程度、普通徴収に関しましては550名程度というふうに予定しております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） わかりました。

再質問ですが、一般管理費、また総務費等ですが、今の町普通徴収を含めましてかなりの事務が発生するというふうに思うわけですが、ここは消耗品、郵便料、電算機保守委託、電算事務と。総務費のほうも消耗品費、燃料費、印刷製本費、郵便料、振替手数

料ということで、いわゆる人件費分についてはどうなっておるのでしょうか。この辺は、広域連合よりの派遣された職員でこれは賄うのでしょうか。およそ、今、今回のこの予算執行に当たる一般的な言葉で言えば人夫というんでしょうけれども、どの程度の間、職員数が必要なのか、この事務をこなすために。

それから、それについての費用面ではどのようになっているのかについてお答えいただきたいと思います。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） この予算の中では、人件費等については計上されておられません。また、従事する職員数ということでございますけれども、現在では、今までの老人保健の関係につきましては、事務は1人がやっております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ですから、私聞きましたよね。広域連合から派遣をされてやるんですか、この事務について。これはどこで、どうなるのですか、この予算執行。課長がお二人でやられるんですかこれ、具体的に、どういう人件費になるか、ちょっと聞きたいんですけれども。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 所轄課の職員で対応していきます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） いや、ですから私は最初から聞いているんですけれども、それはどこから出てくるんですか。所轄課といってもわからないですよ。予算上、どこからそれが出てくるんですかと聞いているんです。所轄課といっても、ここにそういう所轄課があるわけですか。ここへ1円ものっていないじゃないですか。

議長（新井 明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 町の職員でございます。

一般会計予算の人件費で行います。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） そうすると、それは何らかの、財源のことなんですけれども、措置をされるわけですか。それとも同じ連合だから、構成メンバーだからその中で負担しろということなんです。その辺についてちょっと確認をしたいんですが、どういうことなんでしょうか。

議長（新井 明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 従来、これ老人保健会計でやっていたものでございまして、老人

保健会計は一般会計から出たものでございます。今回も平成20年度におきましては、介護保険と国民健康保険の出納につきましては特別会計でやる関係上、ほかはすべて一般会計で、昨日も申し上げた91名の中に入っていることになろうと思います。御宿町の事務については一般会計で見るということでございます。ただ、議員がおっしゃっているのが千葉県の方のことをおっしゃっているのか、その辺がちょっと意味がよくわからない。ただ、御宿町で事務を執行する分につきましては、一般会計で見ていくと、そういうようになっております。

議長（新井 明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第27号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第28号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第28号 平成20年度御宿町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第28号 平成20年度御宿町介護保険特別会計予算（案）についての提案理由を申し上げます。

本予算案は、保険給付の実績やサービスの利用状況、介護予防事業等の実績や効果も考慮し、保険給付費、地域支援事業費を見込みました。高齢者人口等の増加に伴い、保険給付費は年々増加しています。歳入歳出総額は前年度と比較して16.1%増の6億1,069万4,000円といたしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君）では、予算概要書の1ページより、説明いたします。

1ページの概要を朗読して、説明にかえさせていただきます。

平成12年4月に始まりました介護保険制度も7年が経過し、制度の普及・定着とともに、急速に進む高齢化や要介護等認定者、サービス利用者の急増、保険給付費の急激な伸びへの対策が全国的にも重要課題となっております。

平成18年4月からは「元気な65歳」から「活動的な85歳」をスローガンに、要介護状態へと悪化することを予防する介護予防事業や住みなれた地域で安心して暮らしていくために必要な総合相談支援、高齢者の権利擁護といった包括的支援事業が始まりました。

千葉県の推計によりますと、平成17年時点での千葉県の高齢者率は17.6%でしたが、10年後の平成27年推計値では26.2%と8.6ポイント上昇する推計となっており、この増加率は埼玉県に次いで、全国第2位となっております。

本町でも高齢化は急速に進んでおり、19年12月末現在の人口に占める第1号被保険者と言われる65歳以上の方は37.2%、12年4月末と比較すると6.6ポイント上昇しています。また、第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合である出現率も12.9%で、12年4月末から6.6ポイント増加しております。出現率の急増は、少子高齢化や核家族化が進む中で、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増え、家族による介護が困難な状況になっていることが要因と考えられます。これに伴い介護サービスに対する需要は年々高まっています。

町としては、要介護認定者のうち介護度が比較的軽度な認定者が大多数を占めており、在宅での生活希望が多いことから、住みなれた地域での在宅介護を引き続き推進していきたいと考えております。また、平成19年4月に開設された「おんじゅく地域包括支援センター」を中心として、軽度者である要支援1、2の方の支援や、生活状態の維持、高齢者虐待防止を含めた総合的な相談や支援を進めていきます。

予算編成に当たる基礎的数値について説明いたします。

概要書の12ページをお願いいたします。

資料の の被保険者の推移ですが、制度が発足した平成12年度より1号被保険者である65歳以上の方は8年間で1.2倍の550人増え、高齢化率は37.2%です。

次に、資料 要介護認定者の状況ですが、制度の発足当初より2.2倍の200人以上増えており、高齢者数に対する出現率は12.9%です。

14ページをお願いいたします。

資料 サービス受給者の数ですが、居宅介護が214人、施設介護が86人です。その費用は資

料 をお願いいたします。

居宅介護については2億9,598万7,000円、施設介護は2億4,138万7,000円を見込みました。給付費については、周辺地域に介護サービス事業所が整備されることから、まだまだ増える傾向にあります。

予算の内容について、予算書の8ページより説明いたします。

8ページの事項別明細書の歳入ですが、第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で9,334万9,000円を計上いたしました。保険給付費への充当財源となります。

使用料及び手数料は、督促手数料の計上でございます。

国庫支出金の国庫負担金9,680万9,000円は、保険給付費に対する法定負担分20%と施設介護サービス負担分15%分でございます。

8、9にまたがりまして、国庫補助金3,383万2,000円は、上記施設の1節、2節、3節事業に対する国からの法定交付金でございます。

9ページの支払基金交付金は1億7,854万3,000円計上で、2号被保険者と言われる40歳から64歳未満の方の保険料で、診療報酬基金からの交付金でございます。

県支出金、県負担金8,751万4,000円は、法定負担分12.5%と施設サービス負担分17.5%分でございます。

9ページから10ページにかけての県補助金273万7,000円は、1目、2目に掲げる事業に対する交付金でございます。

10ページの繰入金をお願いいたします。繰入金の一般会計繰入金9,958万2,000円は、町一般会計からの保険給付費に対する町の法定負担です。

介護給付費及び介護予防は12.5%、包括支援事業は20.25%の負担となっております。その他一般会計は介護保険事業を行うための職員の人件費相当分や一般事務費用分の繰入金でございます。

基金繰入金1,815万1,000円は、保険料の余剰金を積み立てた介護給付費準備積立金を繰り入れるものです。この繰り入れにより保有残高は3,496万7,000円となります。

繰越金は16万2,000円を計上しました。

諸収入は科目の設定でございます。

13ページをお願いいたします。歳出の説明をいたします。

総務費の総務管理費、一般管理費1,608万7,000円は、担当職員2人分の人件費及び一般事務費用でございます。

総務費の賦課徴収費76万9,000円は、保険料賦課業務の費用でございます。

14ページをお願いいたします。

認定審査会費889万3,000円は、認定調査・資格管理業務並びに広域市町村圏組合で行っております認定審査会の負担金です。

15ページをお願いいたします。

保険給付費、介護サービス等諸費5億3,737万4,000円で、前年より大きく増額しているのは、新たに介護老人保健施設がオープンしたことに伴う入所者数の急増が挙げられます。給付の内容は、居宅介護サービスとしてのホームヘルパー派遣やデイサービス、ショートステイ及び施設入所の給付に要する費用です。また、介護のための住宅改修の補助でございます。

16ページをお願いいたします。

高額介護サービス等費720万6,000円は、利用料金が一定の金額以上になった方への補助でございます。

特定入所者介護サービス等費2,196万9,000円は、低所得者への食費及び居住費への補助でございます。

財政安定化基金拠出金は、県が設置している基金への拠出金です。

17ページをお願いいたします。

地域支援事業費、介護予防事業費879万8,000円は、運動機能の向上や栄養改善補助、ひきこもり予防など現状の生活を維持していくための事業で、転倒予防や生活機能を維持するための事業を実施します。

包括的支援事業の任意事業費808万8,000円は、介護予防のためのケアプラン作成や総合支援、権利擁護としての事業を実施します。任意事業として、介護用品の支給や家族介護への慰労金の支給を行います。

18ページをお願いいたします。

諸支出金は、保険料の還付金でございます。

予備費につきましては、10万円の計上でございます。

6、7ページをお願いいたします。

以上、平成20年度御宿町介護保険特別会計の歳入歳出総額を6億1,069万4,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番。

16、17ページであります。地域支援事業費、地域支援ということで介護予防、また包括的支援事業ということで予算化されておるわけでありましたが、先ほど具体的に今の高齢者の方が置かれている状況、詳しく説明があったわけでありましたが、それと、これまでのこうした事業の内容、この名前からも地域支援というふうにかうたわれているわけでありますから、1カ所でやるというよりも、やはり地域それぞれに行って一つ一つやっていくということが望ましいというふうに思うわけでありますけれども、参加率を高める部分も含めまして、新年度の中でどういう対応をとられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 地域支援という言葉の中で、まず地域支援包括センターというのは、介護予防保険法の中では人口2万人ぐらいのところに1カ所包括支援センターを設けなさいという指針がありますけれども、御宿町はおんじゅく地域包括支援センターを設置しています。

それで、事業の内容としては、転倒予防教室として鶴亀教室とか鶴亀クラブなどを開いておりますけれども、現在のところこの介護予防指導事業を開設してから1年を経過しておるところですけれども、まだまだこれからこの評価をしていかなければならず、1年では評価はまだ現れませんが、町としては今後介護の認定者数の抑制に努めるということが大きな課題であると考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第28号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第29号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第9、議案第29号 平成20年度御宿町一般会計予算についてを議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第29号 平成20年度御宿町一般会計予算（案）についての提案理由を申し上げます。

平成20年度一般会計予算は、歳入歳出ともに27億7,000万円とし、平成19年度に比べ2,200万円の増としました。

主な事業として、御宿小学校校舎屋内運動場における耐震補強及び大規模改修工事、中山間地域総合整備に向けた実施計画の作成及び地形測量等の委託が挙げられます。また、後期高齢者医療制度にかかわる負担金や最終処分場閉鎖にかかわる経費のほか、メキシコ記念塔建立80周年、サンフランシスコ号漂着40周年記念事業にかかわる経費等を計上いたしました。このほか、妊産婦健診にかかわる助成制度の拡大や小学生の入院にかかわる医療費助成等について新たな取り組み、子育て支援の充実を図ることといたしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、議案第29号 平成20年度御宿町一般会計予算案につきましてご説明を申し上げます。

予算書の第1条でございますが、平成20年度の御宿町一般会計予算の総額を27億7,000万円と定めるものであります。前年度に比べ2,200万円の増、率にしまして0.8%の増となりました。

第2条でございますが、地方債に関する規定であり、予算書の9ページ、第2表、地方債並びに予算概要、21ページ、町債の状況でご説明を申し上げます。

地方債は、4つの事業で限度額合計1億5,000万円を計画してございます。借り入れ町債の利率は5%以内とするものであります。内訳でございますが、道路整備事業につきましては、道整備交付金を受けて実施する町道0106号線道路改良事業、漁港整備につきましては漁村再生計画に基づく岩和田漁港整備事業、小学校改修につきましては、御宿小学校耐震補強事業費にそれぞれ充てるもので、いずれも後年度の交付税にて50%の財政措置があるものであります。

また、普通交付税からの一部振替措置であります臨時財政対策債につきましては、地方財政計画を踏まえ1億2,250万円を計画してございます。

続いて、歳入歳出予算に係る事項別明細について予算書の13ページからご説明申し上げます。

初めに、歳入予算でございますが、予算概要の6ページ、7ページをあわせてご覧いただき

たいと思います。

第1款町税10億493万円を計上いたしました。歳入全体の36.3%を占めておりますが、前年度に比べますと4,374万1,000円の減額計上となっております。

税目ごとの状況ですが、第1項町民税につきましては、景気の低迷により個人、法人ともに総所得が伸び悩んでいることから平成19年度の決算見込みを勘案し、全体では3,881万3,000円の大幅減となりました。

第2項固定資産税につきましては、新築家屋の増加等により家屋分で増収要因があるものの地価の下落により土地分が減少しており、過去の収納実績などを考慮し、総額372万円の減額となっております。

14ページ、第3項軽自動車税ですが、軽四輪乗用車の登録台数が年々増加していることを考慮し、1,145万2,000円を計上、前年度に比べ41万2,000円の増となりました。

第4項たばこ税は、たばこの売り上げ本数が年々減少傾向にあることから4,130万2,000円を計上し、前年度に比べ142万円の減少となっております。

第5項入湯税は、入湯客1人1日150円が徴収されるものでありますが、近年の実績を踏まえ110万1,000円を計上いたしました。

特別土地保有税は、新たな課税が見込まれないことや過年度分に係る徴税がないことから排除科目とするものでございます。なお、税目ごとの予算計上における積算の基礎などにつきましては、予算概要の18ページ及び19ページに詳細を記載させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、予算書15ページ、第2款地方譲与税から16ページ第8款自動車取得税交付金までは国税・県税を原資とし、国・県の交付基準に従い市町村に交付されるものですが、地方財政計画や県の推計値をもとに計上してございます。それぞれの詳細、積算基礎などにつきましては、予算概要の20ページに一覧でお示しをさせていただいております。

17ページ、9款地方特例交付金ですが、予算概要は6ページをご覧いただきたいと思います。これまでの児童手当特例交付金及び特別交付金に加え、個人住民税における住宅借入金特別控除にかかわる減収補てんとして新たに創設されることになりました減収補てん特例交付金を見込み、総額で500万円を計上いたしました。

第10款地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせまして総額7億3,000万円を計上いたしました。普通交付税につきましては、国の予算編成に基づき従来分について出口ベースで4.2%の減を見込む一方、格差是正策として措置される地域再生対策費の追加分

を考慮し、前年度に比べ4,000万円増の7億円を計上いたしました。

また、特別交付税では平成19年度から3カ年にわたり措置される頑張る地方応援プログラム分について上限額の3,000万円を見込んでございます。

次に、第11款交通安全対策特別交付金ですが、交通反則金を原資に交付されるものであり、県の推計値に基づき140万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、総額で2億5,932万7,000円を計上し、前年度に比べ2,249万2,000円の減となりました。内訳で見ますと第1項負担金が2億5,555万7,000円で、18ページのいすみ市からのごみ処理負担金が約9割を占めてございます。第2項分担金375万円は、岩和田漁港整備に係る漁協分担金です。

第13款使用料及び手数料は6,160万7,000円を計上いたしました。第1項の使用料につきましては、月の沙漠記念館入館料や町営プール入場料、公営住宅家賃等で、各施設の利用状況を勘案し3,985万9,000円を計上いたしました。

19ページから20ページにかけて、第2項の手数料ですが、窓口手数料やごみ収集手数料で2,174万8,000円でございます。

第14款国庫支出金は、前年度比24.2%増の9,994万円を計上いたしました。御宿小学校耐震補強工事に係る年次割事業費による増加分でございます。内訳で見ますと、第1項国庫負担金は児童手当支給や身障福祉等福祉施策としての給付に係るもので4,649万7,000円でございます。

第2項国庫補助金は5,073万7,000円で、御宿小学校耐震補強を初め、道路整備、合併浄化槽の設置などに係るものでございます。

22ページに移り、第3項国庫委託金は、国民年金事務など国からの事務委託分で270万6,000円を計上いたしました。

続いて、第15款県支出金ですが、1億4,932万6,000円を計上いたしました。第1項県負担金は国の施策に関連した福祉施策にかかわる県費相当分が主であり、新たに後期高齢者医療にかかわる保険基盤安定拠出金が発生することから前年度に比べ613万3,000円増の5,763万5,000円を計上いたしました。

23ページ下段から25ページにかけての第2項県補助金、岩和田漁港整備に係る漁村再生交付金や重度障害者医療補助、農業振興関係補助に係るものでございまして6,025万5,000円でございます。

第3項県委託金は3,143万6,000円で、県民税取り扱いや26ページの千葉県知事選挙にかかわる事務委託費でございます。

第16款財産収入は2,143万2,000円で、町有地の貸付金や売り払い収入でございます。

第17款寄附金1,000円につきましては、科目の設定でございます。

27ページ、第18款繰入金は老人保健特別会計からの精算繰り入れなど100万1,000円を計上いたしました。

第19款繰越金は、平成19年度からの純繰越金として決算見込み等考慮した上で7,000万円といたしました。

第20款諸収入でございますが、総額で4,853万6,000円を計上いたしました。

第1項延滞金加算金及び過料の50万円につきましては、町税の延滞金にかかわるものでございます。

続いて、27ページ下段から29ページ上段にかけての第2項雑入でございますが、月の沙漠記念館や町営プールの売店売り上げ、がん検診徴収金、JR返還金が主なもので、4,773万5,000円を計上いたしました。

第3項受託事業収入の1,000円は、保育所管外受託に係る科目設定であり、第4項貸付金元利収入の30万円は平成18年度に七本地区集会所建設資金として貸し付けた実谷区からの償還金でございます。

第21款町債は1億5,000万円を計上し、内容につきましては、先ほど地方債でご説明申し上げたとおりでございます。

以上、歳入合計27億7,000万円となります。

次に、歳出でございますが、予算書の31ページからと予算概要の14ページをお開き願います。

第1款議会費は6,271万9,000円を計上いたしました。議会運営経費や議員活動経費、議会だより発行経費などにかかわるものであり、議員定数の削減などにより前年度に比べ717万9,000円の減となっております。

32ページ、第2款総務費につきましては5億475万4,000円を計上し、歳出全体の18.2%を占めました。第1項の総務管理費は3億9,833万9,000円となり、主な内容は、電算機器の使用料、庁舎管理経費を初めとする事務管理経費のほか、広報紙の発行、町有財産の管理経費、行政区の運営経費や各種防災対策経費などでございます。

35ページの国際交流事業につきましては、サンフランシスコ号漂着400周年記念として実行委員会が主体となって行う各種事業関係経費を盛り込みました。また、36ページの業務委託につきましては、津波ハザードマップの作成にかかわるものでございます。

続いて、37ページから39ページにかけての第2項徴税费は、税制改正に伴い、所得変動にか

かわる特例措置として実施される税源移譲特例還付金を初め、平成19年度から平成21年度までの債務負担行為を設定してございます。土地評価資料作成、市街地宅地評価業務等の経費を計上いたしました。

第3項戸籍住民台帳費は、住民基本台帳ネットワーク事業にかかわる機器使用料や住民基本台帳カードの作成費などを計上してございます。

40ページ、第4項選挙費は平成20年度中に執行予定の海区漁業調整委員会委員選挙、御宿町長選挙、千葉県知事選挙の執行経費を計上いたしました。

42ページ、第5項統計調査費は漁業センサス、住宅・土地統計調査にかかわる経費を計上し、また、第6項監査委員費は、監査委員報酬並びに事務費でございます。

次に、第3款民生費ですが、全体の21.3%を占める5億9,038万3,000円を計上いたしました。第1項の社会福祉費は、民生費全体の約7割を占め、4億2,120万4,000円を計上してございます。主な内容は、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計を加え、平成20年度から新たに設置される後期高齢者医療特別会計への繰出金、さらには老人福祉、障害福祉に係る扶助費、社会福祉協議会の運営補助などが挙げられます。

46ページ、第2項児童福祉費は、児童手当支給や保育所並びに放課後児童クラブの運営経費でございます。

47ページ中段の工事請負費でございますが、放課後児童クラブの教室にエアコンの設置をするものでございます。

続いて、49ページ、衛生費は5億811万8,000円を計上し、全体の18.4%を占めてございます。第1項保健衛生費は、町民の健康管理促進に資する各種健診事業や感染症予防、乳幼児医療に係る経費のほか、不法投棄防止や河川水質管理、海岸美化等の環境衛生対策に係る経費などでございます。

50ページの中段になりますが、国保国吉病院への負担金につきましても2,218万円を計上してございます。また、母子保健事業は300万円を計上し、妊産婦健診について厚生労働省基準で理想とされる14回分について助成を行うこととしてございます。

52ページ、乳幼児医療対策費につきましては、新たに小学生の入院医療費について助成することとし、児童医療対策事業として100万円を計上いたしました。

第2項清掃費ですが、清掃センターの運営経費や54ページにつきまして小型合併浄化槽の普及・促進等にかかわるし尿処理費で、3億5,303万9,000円を計上いたしました。清掃センターの運営経費につきましては、最終処分場閉鎖に向けた工事費やバグフィルターとの交換などによ

り、工事請負費で増額となっているものの、焼却灰搬出委託等の委託費が減少していることから、前年度に比べ約300万円程度の減少となりました。また、夷隅環境衛生組合負担金は3,545万5,000円でございます。

55ページ、第3項上水道費につきましては、町水道事業に対する運営費補助並びに南房総広域水道企業団への出資及び補助金です。町水道事業に対する補助につきましては、町民が生活する上で水は不可欠であることから、運営の安定化と供給単価の抑制を目的に前年度に比べ500万円増の1,500万円を計上してございます。

第4項予防費は後期高齢者医療にかかわる特定健診などの経費でございます。

次に、第5款農林水産業費は、前年度に比べ1,485万7,000円増の9,194万1,000円を計上いたしました。第1項農業費は農業委員会経費やイノシシ被害対策等に係る各種農業振興経費のほか、中山間地域総合整備事業に向けた調査費などを計上し、5,824万9,000円となりました。

第2項林業費につきましては、林道の維持管理費及び団体負担金でございます。

58ページ、第3項水産業費につきましては、種苗放流や漁獲共済事業補助といった水産業振興経費のほか、岩和田漁港整備に継続して取り組む基盤整備の充実を図るなど3,359万7,000円を計上いたしました。

59ページ、第6款商工費は、商工費の振興経費や観光振興経費など8,683万5,000円を計上いたしました。修繕料につきましては、サンフランシスコ号漂着400周年記念の関連事業としてメキシコ塔の改修を行います。また、61ページから62ページにかけての第5目町営プール管理運営費でございますが、運営経費の抑制を図りながらスライダーの危険箇所について補修工事を行い安全で効率的な施設運営に努めることといたします。

次に、第7款土木費につきましては7,675万9,000円を計上いたしました。第1項土木管理費は職員人件費や団体負担金に係るもので、3,080万5,000円を計上いたしました。63ページ中段の業務委託につきましては、幹線道路の草刈りや枝切りにかかわる業務委託費でございます。

64ページ、第2項道路橋梁費ですが、3,441万7,000円を計上いたしました。県道勝浦布施大原線バイパスへの取りつけ道路となる町道0106号線の改良に取り組むほか、生活関連道の維持・整備を行います。またサンフランシスコ号漂着400周年記念の関連事業としてメキシコ塔進入路の町道1089号線舗装修繕に着手をしております。

続いて、第3項住宅費は265万4,000円を計上してございますが、矢田団地の屋根防水補修や富士浦団地の火災報知機設置を予定してございます。

第4項都市計画費は御宿台建築協定の検討に伴い、御宿台地区の地区計画策定経費を見込み

ました。

第5項河川費につきましては、河川の清掃経費として10万円を計上してございます。

66ページ、第8款消防費でございますが、町消防団の活動経費や広域常備消防への負担金など1億9,139万7,000円を計上いたしました。第1目の常備消防費が前年度に比べ343万3,000円の増となっておりますが、広域消防において高機能指令室の整備を行うことによる負担金の増額でございます。

67ページ下段の備品購入でございますが、災害時に備え、町消防団本部並びに各分団に対しチェーンソー及び安全対策用ヘルメットを配備するものでございます。

次に、68ページから第9款教育費でございますが、御宿小学校耐震補強工事に係る年次割事業費の影響から前年度比21.6%の増、2億3,356万8,000円を計上いたしました。

第1項の教育総務費ですが、教育委員会運営費やA L T英語指導助手にかかわる経費などで3,881万7,000円でございます。

69ページ下段からの第2項小学校費ですが、主として小学校の運営経費や図書などの教育振興経費に係るものでございます。

なお、70ページ、71ページ中段にございます布施学校組合負担金は1,205万8,000円を計上し、また、その下の御宿小学校耐震補強工事につきましては、工事管理委託で211万6,000円、工事請負で8,118万1,000円を計上いたしました。

続いて、第3項中学校費は、御宿中学校の運営経費や教育振興経費に係るものでございますが、体育館の雨漏り改修工事が終了したことなどから前年度に比べ390万9,000円減の1,310万6,000円となりました。

73ページ、中段からの第4項社会教育費でございますが、公民館運営費や資料館費、文化財保護費などで3,618万6,000円を計上いたしました。

73ページの最下段にございます報償費の講師謝金10万円でございますが、サンフランシスコ号漂着400周年記念事業関連経費として町民カレッジなどを活用し、広く周知しようとするものでございます。

74ページ下段の修繕料につきましては、公用車車検整備のほか、公民館事務の効率化を図るためのネットワーク改修費でございます。

続いて、77ページからの第5項保健体育費でございますが、体育施設運営費や共同調理場運営費にかかわるもので、4,021万7,000円を計上いたしました。

77ページ中段の報償費であります。従来からのリズム教室やエアロビクス講師謝金に加え、

平成20年度から新規事業として実施するレクリエーションアフタークラブにかかわる講師謝金を盛り込んでございます。

また、78ページ中段の原材料費は町営運動場整備にかかわるものであり、79ページの学校給食費にかかわる消耗品につきましては、小学校給食の食器及びトレイの買いかえを予定してございます。

80ページ、第10款災害復旧費は、科目設定として1,000円を計上するものでございます。

中段の第11款公債費につきましては、4億2,052万5,000円を計上し、前年度に比べ837万1,000円の増となりました。増の要因につきましては、中学校建設事業債や臨時財政対策債等の償還金の増によるものでございます。

第12款予備費は地方自治法における予備費の設定の趣旨を踏まえ、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

以上、予算総額を27億7,000万円とするものでございます。

性質別経費の分析につきましては、予算概要の16ページから20ページに記載してございます。

また、平成20年度予算に係る主要事業につきましては、予算概要の22ページから24ページに一覧でお示ししてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

最後に、ゼロ予算事業につきましては、予算概要24ページに掲載してございます。行政事務の改善を初め、5項目12事業につきましては、昨年度に引き続き継続して実施をしております。

以上で概要の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

散会の宣告

議長（新井 明君） 企画財政課長より詳細な説明がありましたが、これより11日まで議案審査のため休会いたします。

以上で、本日の日程はこれをもって終了いたします。

次の本会議は、3月12日午前10時から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 1時53分）